

## 学生寮給食業務委託仕様書

1. 事 項 名 学生寮給食業務委託
2. 契 約 期 間 平成26年4月1日～平成27年3月31日  
ただし、業務内容が良好の場合は、期間満了日の5ヶ月以上前に双方協議の上、委託期間開始日から起算して5年間を限度として更新できるものとする。
3. 実 施 場 所 沖縄工業高等専門学校厨房及びレストラン（寮生食堂）
4. 業 務 内 容 別紙「沖縄工業高等専門学校学生寮給食業務委託実施細目」のとおり
5. 給食対象者数 560名程度
6. 学生寮給食業務受託者の要件の概要
  - (1) 本校の学生寮給食業務を受託する者は、食堂運営業務に経験と相当の実績を有する者で、かつ、学生寮給食業務の適切な運営を期することができる者であることが必要である。
  - (2) 本校の学生寮給食業務を受託する者の要件は「7. 学生寮給食業務受託者の備えるべき要件」に示すとおりである。
  - (3) 「7. 学生寮給食業務受託者の備えるべき要件」は全て必須の事項であり、業務の実施にあたっては、本仕様書及び企画提案書を遵守すること。
  - (4) 「7. 学生寮給食業務受託者の備えるべき要件」について、別添の「企画提案書作成要領」に従い、企画提案書を7部作成して提出すること。
7. 学生寮給食業務受託者の備えるべき要件
  - (1) 教育機関における給食業務であることを十分認識した上で、学生とのコミュニケーションの取り方、接遇の方法を考慮するとともに、誠意ある対応を心掛けて業務にあたること。
  - (2) 過去5年間に450名以上の寮生数を有する大学・高専の学寮給食業務を12箇月以上継続して行った実績（受託契約期間を含む）を有することを証明できること。
  - (3) 食材安定供給のための調達方法が図られていること。
  - (4) 献立は、基準エネルギー及び栄養素を十分考慮したものが提出できること。
  - (5) 事故対応が確立されていること。（食中毒、事故、火災、地震、台風等の災害等が発生した場合の対処マニュアル及び補償内容）
  - (6) 寮生からの要望、検食者からの意見には柔軟に対応すること。
  - (7) 会社全体の組織図及び本校における給食業務実施体制の組織図と従業員予定者数を提出すること。
  - (8) 代行保証人をたて、契約を結ぶこと。

- (9) 給食業務は、食品衛生法・学校保健安全法その他関係法令等を遵守すること。
- (10) 給食施設、設備及び備品を取扱うための日常的作業・点検の方法を図ること。
- (11) 厨房等のフード及び網戸棚等の清掃及び害虫駆除は定期的実施すること。
- (12) 主食（米飯等）、汁類（スープ、みそ汁等）及びサラダ類のおかわりを3食とも十分準備すること。
- (13) 学校行事等における弁当の提供をすること。